

新旧対照表

(傍線の部分は変更部分)

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>暗号資産現物取引説明書</u></p> <p>オーケーコイン・ジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）が取扱う<u>暗号資産現物取引</u>（以下、「本取引」といいます。）は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、本取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書及び本説明書とともに交付される「利用規約」（以下、「本規約」といいます。）の内容を熟読し、本説明書のみでなく、本取引の仕組み、内容及びリスクを十分に把握し、ご理解いただいた上で、ご自身の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断した場合にのみ、ご自身の責任と判断でお取引くださいますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>暗号資産</u>を利用する際の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>暗号資産</u>は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。 	<p style="text-align: center;">オーケーコイン・ジャパン 仮想通貨現物取引説明書</p> <p>オーケーコイン・ジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）が取扱う<u>仮想通貨現物取引</u>（以下「本取引」といいます。）は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、本取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書及び本説明書とともに交付される「利用規約」（以下、「本規約」といいます。）の内容を熟読し、本説明書のみでなく、本取引の仕組み、内容及びリスクを十分に把握し、ご理解いただいた上で、ご自身の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断した場合にのみ、ご自身の責任と判断でお取引くださいますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">仮想通貨を利用する際の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>仮想通貨</u>は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。

- 暗号資産は、価格が変動することがあります。暗号資産の価格が急落し、損をする可能性があります。
- 暗号資産の取引を行う場合、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているかを含め、取引内容やリスク（価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク等）について、利用しようとする事業者から説明を受け、十分に理解するようにしてください。
- 暗号資産や詐欺的なコインに関する相談が増えています。暗号資産の持つ話題性を利用したり、暗号資産交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法にご注意ください。
- 暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か金融庁・財務局のホームページで確認してください。

当社概要

■暗号資産交換業者の商号及び住所並びに登録番号

(略)

【登録番号】 暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00020 号

■加入する協会

一般社団法人日本暗号資産取引業協会

(略)

本説明書は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第 21 条及び第 22 条の規定に基づき、本取引に係る契約を締結しようとするお客様に対し、あらかじめ交

- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。仮想通貨の価格が急落したり、突然無価値になってしまふなど、損をする可能性があります
- 仮想通貨の取引を行う場合、事業者から説明を受け、取引内容をよく理解し、ご自身の判断で行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。仮想通貨を利用したり、仮想通貨交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法に御注意ください。
- 仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。

当社概要

■仮想通貨交換業者の商号及び住所並びに登録番号

(略)

【登録番号】 仮想通貨交換業者 関東財務局長 第 00020 号

■加入する協会

一般社団法人日本仮想通貨交換業協会

(略)

本説明書は、仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 16 条及び第 17 条の規定に基づき、本取引に係る契約を締結しようとするお客様に対し、あらかじめ交

付するために作成されたものです。

本取引のリスク等重要事項

暗号資産取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に暗号資産取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要があります。下記の内容をお読みになり、暗号資産取引のリスク、仕組、特徴について十分に理解し、納得された上で口座開設の手続きを行って頂きますようお願いいたします。なお、下記のリスクは、暗号資産取引の典型的なものについて概要を説明するものであるもので、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。暗号資産が法定通貨の仕組みとは異なること、さまざまな予期せぬ事象によるリスクが起りうること、その結果、お客様が損失を被る可能性があることを、予めご認識ください。

1. 暗号資産と本邦通貨又は外国通貨との相違：当社が取扱う暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。また、特定の国家及びその他の者によりその価値を保証されているものではありません。
2. 価格変動リスク：本取引は、取引対象である暗号資産の価格の変動により損失が生ずるおそれがあります。暗号資産の価値は、暗号資産取引の受給バランスとともに、様々な外部環境の変化により日々刻々と変動しています。天災地変、戦争、政変、規制強化、他の類似の暗号資産の相場状況、また、予期せぬ特殊な事象等により暗号資産の価格が急激に変動し、大きく下落する可能性があり、結果として、お客様の保有する暗号資産の価値が購入時の価格を大きく下回るおそれがあります。また、法定通貨との交

付するために作成されたものです。

本取引のリスク等重要事項

仮想通貨取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に仮想通貨取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要があります。下記の内容をお読みになり、仮想通貨取引のリスク、仕組、特徴について十分に理解し、納得された上で口座開設の手続きを行って頂きますようお願いいたします。なお、下記のリスクは、仮想通貨取引の典型的なものについて概要を説明するものであるもので、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。仮想通貨が法定通貨の仕組みとは異なること、さまざまな予期せぬ事象によるリスクが起りうること、その結果、お客様が損失を被る可能性があることを、予めご認識ください。

1. 仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との相違：当社が取扱う仮想通貨は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。また、特定の国家及びその他の者によりその価値を保証されているものではありません。
2. 価格変動リスク：本取引は、取引対象である仮想通貨の価格の変動により損失が生ずるおそれがあります。仮想通貨の価値は、仮想通貨取引の受給バランスとともに、様々な外部環境の変化により日々刻々と変動しています。天災地変、戦争、政変、規制強化、他の類似の仮想通貨の相場状況、また、予期せぬ特殊な事象等により仮想通貨の価格が急激に変動し、大きく下落する可能性があり、結果として、お客様の保有する仮想通貨の価値が購入時の価格を大きく下回るおそれがあります。また、法定通貨との交

換が完全に停止する措置がとられる等の場合、暗号資産の価値がゼロとなる可能性もあります。

3. 営業時間外リスク：当社の営業時間外（システムメンテナンス時間を含みます。）においては、お客様は取引ができない状況が発生いたします。営業時間外において暗号資産価格が大きく変動する可能性があることを予めご認識ください。暗号資産の取引ができない場合について、当社はその一切の責任を負いません。
4. サイバー攻撃のリスク：当社が提供する暗号資産取引は、電子情報処理組織を用いて取引及び管理を行うため、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆるサイバー攻撃により、暗号資産の一部又は全部が盗難、窃盗、損壊、滅失する可能性があります。過去に、日本の取引所がハッキング被害により暗号資産やお客様情報・パスワードが盗難された事例があります。結果として、連鎖的に他の取引所からも暗号資産の盗難が発生し、暗号資産価格が著しく下落しました。当社としては、同様の事象に対して十分なセキュリティ対策を行っておりますが、予期せぬ大規模なサイバー攻撃等により、ネットワークの安全性や、システムサーバー稼働の安全性が脅かされる状況が予見される場合、当社の判断によりサービスの緊急停止を行うことがあることをご認識ください。

換が完全に停止する措置がとられる等の場合、仮想通貨の価値がゼロとなる可能性もあります。

3. 営業時間外リスク：当社の営業時間外（システムメンテナンス時間を含みます。）においては、お客様は取引ができない状況が発生いたします。営業時間外において仮想通貨価格が大きく変動する可能性があることを予めご認識ください。仮想通貨の取引ができない場合について、当社はその一切の責任を負いません。
4. サイバー攻撃のリスク：当社が提供する仮想通貨取引は、電子情報処理組織を用いて取引及び管理を行うため、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆるサイバー攻撃により、仮想通貨の一部又は全部が盗難、窃盗、損壊、滅失する可能性があります。過去に、日本の取引所がハッキング被害により仮想通貨やお客様情報・パスワードが盗難された事例があります。結果として、連鎖的に他の取引所からも仮想通貨の盗難が発生し、仮想通貨価格が著しく下落しました。当社としては、同様の事象に対して十分なセキュリティ対策を行っておりますが、予期せぬ大規模なサイバー攻撃等により、ネットワークの安全性や、システムサーバー稼働の安全性が脅かされる状況が予見される場合、当社の判断によりサービスの緊急停止を行うことがあることをご認識ください。

5. システムリスク：「サイバー攻撃のリスク」を含めた外部環境の変化等によってシステム障害が発生し、お客様の取引に支障が生じるリスクがあります。本取引の取引システム又は当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、処理の遅延や、注文の発注、執行、確認及び取消し等が行えない可能性があります。当社のシステムの緊急メンテナンス・システム障害等による機会損失（例：お客様の注文が受注できず、お客様が注文する機会を逸したことにより、本来であれば得られたであろう利益を逸した等）につきましては、お客様が発注しようとしたご注文の内容（原注文）を当社において特定ができないため、過誤訂正処理を行うことができません。また、当社のシステムが算出している暗号資産購入・売却価格が異常値となる可能性があります。異常値での取引成立が発覚した場合、当社の判断で当該取引を取消しさせていただくことがございますことを、予めご認識ください。
6. 喪失及び流出のリスク：暗号技術を用いて移転を記録する暗号資産の場合、暗号化されたデータを復号するための情報を喪失した場合には、他者に移転することができず、その価値が失われること、及び、当該情報を他者に知られた場合には、お客様の意思に関わらず移転されるおそれがあります。
7. 流動性リスク：本取引は、暗号資産を売買する際の売買価格差があり、相場急変時や流動性の低下時等は、売買価格差が広がることや、注文受付を中断する等により、意図した取引ができない可能性があります。
8. 決済完了性がないリスク：暗号資産における取引は十分な取引確認までに

5. システムリスク：「サイバー攻撃のリスク」を含めた外部環境の変化等によってシステム障害が発生し、お客様の取引に支障が生じるリスクがあります。本取引の取引システム又は当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、処理の遅延や、注文の発注、執行、確認及び取消し等が行えない可能性があります。当社のシステムの緊急メンテナンス・システム障害等による機会損失（例：お客様の注文が受注できず、お客様が注文する機会を逸したことにより、本来であれば得られたであろう利益を逸した等）につきましては、お客様が発注しようとしたご注文の内容（原注文）を当社において特定ができないため、過誤訂正処理を行うことができません。また、当社のシステムが算出している仮想通貨購入・売却価格が異常値となる可能性があります。異常値での取引成立が発覚した場合、当社の判断で当該取引を取消しさせていただくことがございますことを、予めご認識ください。
6. 喪失及び流出のリスク：暗号技術を用いて移転を記録する仮想通貨の場合、暗号化されたデータを復号するための情報を喪失した場合には、他者に移転することができず、その価値が失われること、及び、当該情報を他者に知られた場合には、お客様の意思に関わらず移転されるおそれがあります。
7. 流動性リスク：本取引は、仮想通貨を売買する際の売買価格差があり、相場急変時や流動性の低下時等は、売買価格差が広がることや、注文受付を中断する等により、意図した取引ができない可能性があります。
8. 決済完了性がないリスク：仮想通貨における取引は十分な取引確認までに

保留状態が続く場合があります。お客様が暗号資産を当社に送信される場合において、暗号資産の保有・移転管理台帳記録者のネットワークにおいて十分な取引確認が取れ、また、当社での確認が行われるまで当社のお客様の残高へ反映が完了いたしません。お客様の取引が暗号資産の保有・移転管理台帳記録者のネットワークにおいて否決される場合、暗号資産の価値を喪失する可能性があることを予めご認識ください。

9. ハードフォークによる分岐リスク：ハードフォークにより暗号資産が2つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、大幅な価値下落や取引が遡って無効になるリスクがあります。また、当社の判断で分岐前の暗号資産の預入及び送付を制限することや取引を一時中断することがあります。ハードフォークにより新たな暗号資産が発生した場合でも、その取扱い方法は当社が独自に定めるものとし、①当社が安全性等を確認するためハードフォークの直後には分岐した暗号資産を付与しないこと、②当社が適切でないと判断した場合には、分岐した暗号資産を当社は取り扱わずお客様に付与されない場合があることを予めご了承ください。当社は、ハードフォークに関連する暗号資産の預入及び送付並びに売買の一時中断、分岐した暗号資産の付与が行われなかったことにより、お客様に発生したいかなる損失も一切の責任を負いません。

10. 51%リスク：悪意ある者がマイニング計算量の51%以上を有した場合、暗号資産の保有・移転管理台帳記録者のネットワークが前提としている認証が正常に機能しなくなる可能性があります。その結果、不正な取引が行われるリスクがあることを、予めご認識ください。

保留状態が続く場合があります。お客様が仮想通貨を当社に送信される場合において、仮想通貨の保有・移転管理台帳記録者のネットワークにおいて十分な取引確認が取れ、また、当社での確認が行われるまで当社のお客様の残高へ反映が完了いたしません。お客様の取引が仮想通貨の保有・移転管理台帳記録者のネットワークにおいて否決される場合、仮想通貨の価値を喪失する可能性があることを予めご認識ください。

9. ハードフォークによる分岐リスク：ハードフォークにより仮想通貨が2つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、大幅な価値下落や取引が遡って無効になるリスクがあります。また、当社の判断で分岐前の仮想通貨の預入及び送付を制限することや取引を一時中断することがあります。ハードフォークにより新たな仮想通貨が発生した場合でも、その取扱い方法は当社が独自に定めるものとし、①当社が安全性等を確認するためハードフォークの直後には分岐した仮想通貨を付与しないこと、②当社が適切でないと判断した場合には、分岐した仮想通貨を当社は取り扱わずお客様に付与されない場合があることを予めご了承ください。当社は、ハードフォークに関連する仮想通貨の預入及び送付並びに売買の一時中断、分岐した仮想通貨の付与が行われなかったことにより、お客様に発生したいかなる損失も一切の責任を負いません。

10. 51%リスク：悪意ある者がマイニング計算量の51%以上を有した場合、仮想通貨の保有・移転管理台帳記録者のネットワークが前提としている認証が正常に機能しなくなる可能性があります。その結果、不正な取引が行われるリスクがあることを、予めご認識ください。

11. 破綻リスク：外部環境の変化（暗号資産に対する法規制の強化を含みます。）、当社の財務状況の悪化、委託先等の破綻等によって、当社の事業が継続できなくなる可能性があります。万が一、当社が事業を継続できなかった場合、お客様の資産については、破産法、会社更生法、民事再生法、会社法等に基づき手続きが行われます。なお、お客様からお預かりした金銭については、信託会社と信託契約を締結し、金銭信託による区分管理を行います。ただし、お客様が当社に入金を行ってから金銭信託による区分管理が行われるまでの間は金銭信託による区分管理の対象とならず、お客様に返還できなくなり、損失が生じる可能性があります。また、暗号資産については、当社の資産とは分別して管理しておりますが、信託保全等の措置はとられておらず、当社が破綻した場合には、お客様の資産を返還することができなくなり、損失が生じる可能性があります。

12. 法令・税制変更リスク：将来的に法令・税制変更が改正される可能性があります。将来的に、法令、税制又は政策の変更等により、暗号資産取引が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、結果として、暗号資産の保有や取引が制限される可能性があります。その場合、お客様に予期せぬ損失が生じる可能性があることを、予めご認識ください。当社は、お客様及び第三者の税務申告、税負担等における、いかなる損害についても一切の責任を負いません。

(略)

暗号資産の概要

暗号資産とは、日本円などの法定通貨と異なり特定の国家による保証を持って

11. 破綻リスク：外部環境の変化（仮想通貨に対する法規制の強化を含みます。）、当社の財務状況の悪化、委託先等の破綻等によって、当社の事業が継続できなくなる可能性があります。当社が破綻した場合には、お客様の資産を返還することができなくなり、お客様に損失が生じる可能性があります。

12. 法令・税制変更リスク：将来的に法令・税制変更が改正される可能性があります。将来的に、法令、税制又は政策の変更等により、仮想通貨取引が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、結果として、仮想通貨の保有や取引が制限される可能性があります。その場合、お客様に予期せぬ損失が生じる可能性があることを、予めご認識ください。当社は、お客様及び第三者の税務申告、税負担等における、いかなる損害についても一切の責任を負いません。

(略)

仮想通貨の概要

仮想通貨とは、日本円などの法定通貨と異なり特定の国家による保証を持って

おらず、インターネット上でやりとりされる「価値を保存・交換するための電子データ」であり、暗号化された仮想の通貨（資産）です。暗号資産の代表的な存在としてビットコインが挙げられ、ビットコイン以外の暗号資産は一般的にアルトコインと呼ばれています。

暗号資産は、資金決済法第二条5項において以下の様に定義されています。

(略)

本取引のルール及び概要

1. 取引の様態

- ① 暗号資産取引所：資金決済法第2条第7項第2号に定義する暗号資産の売買の媒介。
- ② 資金決済法第2条第7項第3号に定義する同項第2号の行為に関するお客様の金銭又は暗号資産の管理。

(略)

3. 取り扱い暗号資産

当社が取り扱う暗号資産は下記の通りです。

ビットコイン (BTC)	ビットコイン (Bitcoin、BTC) は、2008年にサトシ・ナカモト (Satoshi Nakamoto) を名乗る人物により発表された論文 (Bitcoin : A Peer-to-Peer Electronic Cash System) に基づき、発行主体が存在しない世界初の <u>暗号資産</u> として2009年に運用が始まりました。P2P (Peer to Peer) のネットワークによって運営さ
--------------	--

おらず、インターネット上でやりとりされる「価値を保存・交換するための電子データ」であり、暗号化された仮想の通貨（資産）です。仮想通貨の代表的な存在としてビットコインが挙げられ、ビットコイン以外の仮想通貨は一般的にアルトコインと呼ばれています。

仮想通貨は、資金決済法第二条5項において以下の様に定義されています。

(略)

本取引のルール及び概要

1. 取引の様態

- ① 仮想通貨取引所：資金決済法第2条第7項第2号に定義する仮想通貨の売買の媒介。
- ② 資金決済法第2条第7項第3号に定義する②の行為に関するお客様の金銭又は仮想通貨の管理。

(略)

3. 取り扱い仮想通貨

当社が取り扱う仮想通貨は下記の通りです。

ビットコイン (BTC)	ビットコイン (Bitcoin、BTC) は、2008年にサトシ・ナカモト (Satoshi Nakamoto) を名乗る人物により発表された論文 (Bitcoin : A Peer-to-Peer Electronic Cash System) に基づき、発行主体が存在しない世界初の <u>仮想通貨</u> として2009年に運用が始まりました。P2P (Peer to Peer) のネットワークによって運営さ
--------------	--

	<p>れ、ビットコインの取引はブロックチェーン技術によって記録・管理されています。ビットコインは<u>暗号資産</u>のなかで最大の時価総額・取引高を誇っており、<u>暗号資産</u>の代表的な存在です。また、発行上限枚数が2,100万枚と決められており、インフレーションが起これないように設計されています。</p>		<p>れ、ビットコインの取引はブロックチェーン技術によって記録・管理されています。ビットコインは<u>仮想通貨</u>のなかで最大の時価総額・取引高を誇っており、<u>仮想通貨</u>の代表的な存在です。また、発行上限枚数が2,100万枚と決められており、インフレーションが起これないように設計されています。</p>
<p>ビットコインキャッシュ (BCH)</p>	<p>ビットコインキャッシュ (Bitcoin Cash、BCH) は、ビットコインのスケーラビリティ問題(ブロックサイズに起因する取引処理速度などの問題)を解決するために、2017年、ビッグブロックという方法を採用したビットコインの分裂(ハードフォーク)により誕生した<u>暗号資産</u>です。これにより、ビットコインキャッシュではブロックサイズが1MBから8MBへ拡張されています。基本的な仕様はビットコインと変わらず、発行上限枚数も同様に2,100万枚となっています。</p>	<p>ビットコインキャッシュ (BCH)</p>	<p>ビットコインキャッシュ (Bitcoin Cash、BCH) は、ビットコインのスケーラビリティ問題(ブロックサイズに起因する取引処理速度などの問題)を解決するために、2017年、ビッグブロックという方法を採用したビットコインの分裂(ハードフォーク)により誕生した<u>仮想通貨</u>です。これにより、ビットコインキャッシュではブロックサイズが1MBから8MBへ拡張されています。基本的な仕様はビットコインと変わらず、発行上限枚数も同様に2,100万枚となっています。</p>
<p>イーサリアム (ETH)</p>	<p>イーサリアム (Ethereum、ETH) は、2013年にヴィタリック・ブテリン (Vitalik Buterin) により考案され、2014年に販売が開始された<u>暗号資産</u>です。ビットコインに次ぐ第2位の時価総額を誇っており、アルトコインの代表的な存在です。また、イーサリアムは分散型アプリケーション (DApps) やスマートコントラクト(さまざまな契約をブロックチェーン上で自動的に実行できる仕組み)を動かすためのプラットフォームとして、オープンソースで開発が進んでいるプロ</p>	<p>イーサリアム (ETH)</p>	<p>イーサリアム (Ethereum、ETH) は、2013年にヴィタリック・ブテリン (Vitalik Buterin) により考案され、2014年に販売が開始された<u>仮想通貨</u>です。ビットコインに次ぐ第2位の時価総額を誇っており、アルトコインの代表的な存在です。また、イーサリアムは分散型アプリケーション (DApps) やスマートコントラクト(さまざまな契約をブロックチェーン上で自動的に実行できる仕組み)を動かすためのプラットフォームとして、オープンソースで開発が</p>

	プロジェクトです。		進んでいるプロジェクトです。
イーサリアム・クラシック (ETC)	イーサリアム・クラシック (Ethereum Classic、ETC) は、2016年にイーサリアムの分裂(ハードフォーク)により誕生した暗号資産です。イーサリアムのハードフォークは、DAO事件(イーサリアム上で展開されたプロジェクトであるThe DAOが、システムの脆弱性を突かれる形で約50億円を盗まれる事件)を発端としています。この事件の被害者を救済するための対応をめぐり、非中央集権的な暗号資産を目指すコミュニティが「コードが法である (Code is law.)」と唱えて反発したことで、イーサリアム・クラシックが誕生しました。基本的な仕様はイーサリアムと変わらず、分散型アプリケーション (DApps) やスマートコントラクトを動かすためのプラットフォームとなっています。	イーサリアム・クラシック (ETC)	イーサリアム・クラシック (Ethereum Classic、ETC) は、2016年にイーサリアムの分裂(ハードフォーク)により誕生した仮想通貨です。イーサリアムのハードフォークは、DAO事件(イーサリアム上で展開されたプロジェクトであるThe DAOが、システムの脆弱性を突かれる形で約50億円を盗まれる事件)を発端としています。この事件の被害者を救済するための対応をめぐり、非中央集権的な仮想通貨を目指すコミュニティが「コードが法である (Code is law.)」と唱えて反発したことで、イーサリアム・クラシックが誕生しました。基本的な仕様はイーサリアムと変わらず、分散型アプリケーション (DApps) やスマートコントラクトを動かすためのプラットフォームとなっています。
ライトコイン (LTC)	ライトコイン (Litecoin、LTC) は、2011年にチャーリー・リー (Charlie Lee) により提案され、ビットコインの機能を補う目的で誕生した暗号資産です。ビットコインのブロック生成時間が約10分に調整されているのに対し、ライトコインは約2.5分に調整されています。また、ライトコインの発行上限枚数は8,400万枚と、ビットコインの4倍に設定されています。さらに、ビットコインのスケーラビリティ問題に対して、取引データサイズを縮小させるセグウィット	ライトコイン (LTC)	ライトコイン (Litecoin、LTC) は、2011年にチャーリー・リー (Charlie Lee) により提案され、ビットコインの機能を補う目的で誕生した仮想通貨です。ビットコインのブロック生成時間が約10分に調整されているのに対し、ライトコインは約2.5分に調整されています。また、ライトコインの発行上限枚数は8,400万枚と、ビットコインの4倍に設定されています。さらに、ビットコインのスケーラビリティ問題に対して、取引データサイズを縮小させる

(SegWit) を初めて導入しました。

4. 暗号資産取引所の取引概要

暗号資産取引所は、暗号資産の現物取引を取扱います。お客様の売買の注文から注文板を形成し、「価格優先」「時間優先」等の優先順位に従って売買注文のマッチングを行う競争売買取引です。

取引の種類	暗号資産現物取引
取引方法	インターネット
取引方式	取引所取引（競争売買取引） ※当社がマーケットメイクを目的とした注文をすることはありません。
預入通貨	暗号資産：BTC、BCH、ETH、ETC、LTC 法定通貨：日本円（JPY）
取引銘柄	BTC/JPY、BCH/JPY、ETH/JPY、ETC/JPY、LTC/JPY
取引時間	24時間365日 <u>定期システムメンテナンス</u> 下記の日程で定期的なシステムメンテナンスを行います。システムメンテナンスの間は、取引を行うことができません。 ・毎週水曜日 15:00～16:00 ・毎週土曜日 14:00～16:00 ※システムメンテナンス時間は、状況により短縮又は

セグウィット (SegWit) を初めて導入しました。

4. 暗号資産取引所の取引概要

仮想通貨取引所は、仮想通貨の現物取引を取扱います。お客様の売買の注文から注文板を形成し、「価格優先」「時間優先」等の優先順位に従って売買注文のマッチングを行う競争売買取引です。

取引の種類	仮想通貨現物取引
取引方法	インターネット
取引方式	取引所取引（競争売買取引） ※当社がマーケットメイクを目的とした注文をすることはありません。
預入通貨	仮想通貨：BTC、BCH、ETH、ETC、LTC 法定通貨：日本円（JPY）
取引銘柄	BTC/JPY、BCH/JPY、ETH/JPY、ETC/JPY、LTC/JPY
取引時間	24時間365日 ※臨時にシステムメンテナンスを行う場合があります、その間は取引を行うことができません。システムメンテナンスの時間については、当社ウェブサイト等でご案内いたします。

延長する場合があります。延長する場合は、メール又はSNS等でご案内いたします。
※上記の日程以外に、臨時にシステムメンテナンスを行う場合があります。臨時システムメンテナンスの日程については、当社ウェブサイト等でご案内いたします。

(略)

6. 取引価格

暗号資産の売買価格及び売買数量は、お客様の指図に従い当社所定の方法によって提示される価格及び数量と、取引の相手方が提示した価格及び数量の合致により決定されます。

7. 本取引の口座について

入出金口座

本取引の利用者ごとに開設される、当社への預け入れ金銭及び暗号資産を管理する口座です。お客様は、入出金口座の残高を取引口座へ振替えることで、暗号資産の現物取引の資産とします。また、入出金口座の残高の範囲で出金可能です。

取引口座

暗号資産の現物取引用口座です。金銭又は暗号資産を出金する際は、入出金口座への振替えが必要です。

(略)

6. 取引価格

仮想通貨の売買価格及び売買数量は、お客様の指図に従い当社所定の方法によって提示される価格及び数量と、取引の相手方が提示した価格及び数量の合致により決定されます。

7. 本取引の口座について

入出金口座

本取引の利用者ごとに開設される、当社への預け入れ金銭及び仮想通貨を管理する口座です。お客様は、入出金口座の残高を取引口座へ振替えることで、仮想通貨の現物取引の資産とします。また、入出金口座の残高の範囲で出金可能です。

取引口座

仮想通貨の現物取引用口座です。金銭又は仮想通貨を出金する際は、入出金口座への振替えが必要です。

8. 前受制度

当社では「前受制度」を採用しています。本取引は、日本円又は暗号資産の取引口座内残高の範囲でご注文を承ります。

9. 金銭・暗号資産の入出金方法

(略)

暗号資産の入金

当社への預託が可能な暗号資産はBTC (ビットコイン)、BCH (ビットコインキャッシュ)、ETH (イーサリアム)、ETC (イーサリアム・クラシック)、LTC (ライトコイン) となります。暗号資産の預託は、当社が暗号資産ごとに指定したアドレスに限られます。当社が指定したアドレス以外への送付や当社が取扱っていない暗号資産を送付された場合は、当該暗号資産の返却について当社は一切の責任を負いません。当社に預託された暗号資産については、かかる預託を当社が確認した時点でお客様の入出金口座に反映されるため、お客様における手続の完了から入出金口座への反映までの間に、一定のタイムラグが生じる可能性があることにご注意ください。

暗号資産の出金

預託された暗号資産は、出金可能額の範囲で出金申請をすることができます。本取引システムの暗号資産の種類と数量、及び送付先アドレスを通知してください。出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。各暗号資産の送付時間は、ブロックチェーンにおけるトランザクションの状況により変化します。コインの特性や、ネットワークの混雑状況により一定ではありませんので、予めご了承ください。

8. 前受制度

当社では「前受制度」を採用しています。本取引は、日本円又は仮想通貨の取引口座内残高の範囲でご注文を承ります。

9. 金銭・仮想通貨の入出金方法

(略)

仮想通貨の入金

当社への預託が可能な仮想通貨はBTC (ビットコイン)、BCH (ビットコインキャッシュ)、ETH (イーサリアム)、ETC (イーサリアム・クラシック)、LTC (ライトコイン) となります。仮想通貨の預託は、当社が仮想通貨ごとに指定したアドレスに限られます。当社が指定したアドレス以外への送付や当社が取扱っていない仮想通貨を送付された場合は、当該仮想通貨の返却について当社は一切の責任を負いません。当社に預託された仮想通貨については、かかる預託を当社が確認した時点でお客様の入出金口座に反映されるため、お客様における手続の完了から入出金口座への反映までの間に、一定のタイムラグが生じる可能性があることにご注意ください。

仮想通貨の出金

預託された仮想通貨は、出金可能額の範囲で出金申請をすることができます。本取引システムの仮想通貨の種類と数量、及び送付先アドレスを通知してください。出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。各仮想通貨の送付時間は、ブロックチェーンにおけるトランザクションの状況により変化します。コインの特性や、ネットワークの混雑状況により一定ではありませんので、予めご了承ください。

振替

当社に預託した金銭及び暗号資産は、利用可能な範囲で、入出金口座と取引口座の間で即時に振替えることができます。振替に掛かる手数料は無料です。また、本取引システム内部で振替えるため、暗号資産を振替える場合にブロックチェーン上の承認は必要ありません。

お客様間振替

当社に預託した暗号資産は、利用可能な範囲で、お客様の入出金口座と当社システムを利用する他のお客様の入出金口座の間で振替えることができます。振替に掛かる手数料は無料です。また、本取引システム内部で振替えるため、暗号資産を振替える場合にブロックチェーン上の承認は必要ありません。

10. 注文の指示

お客様は、本取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、当社の提供する取引画面において、次の各号に定める事項を正確に指示するものとします。暗号資産の購入及び売却には最小注文数量及び最大注文数量があります。「5.取引銘柄」にてご確認ください。

(略)

当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けず、又は受け付けた注文を執行しません。

①買い付け又は売り付けに必要な金銭又は暗号資産量が不足している場合

(略)

11. 注文の種類と執行方法

振替

当社に預託した金銭及び仮想通貨は、利用可能な範囲で、入出金口座と取引口座の間で即時に振替えることができます。振替に掛かる手数料は無料です。また、本取引システム内部で振替えるため、仮想通貨を振替える場合にブロックチェーン上の承認は必要ありません。

お客様間振替

当社に預託した仮想通貨は、利用可能な範囲で、お客様の入出金口座と当社システムを利用する他のお客様の入出金口座の間で振替えることができます。振替に掛かる手数料は無料です。また、本取引システム内部で振替えるため、仮想通貨を振替える場合にブロックチェーン上の承認は必要ありません。

10. 注文の指示

お客様は、本取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、当社の提供する取引画面において、次の各号に定める事項を正確に指示するものとします。仮想通貨の購入及び売却には最小注文数量及び最大注文数量があります。「5.取引銘柄」にてご確認ください。

(略)

当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けず、又は受け付けた注文を執行しません。

①買い付け又は売り付けに必要な金銭又は仮想通貨量が不足している場合

(略)

11. 注文の種類と執行方法

お客様は、当社が定める方法に従って、暗号資産の種類、数量、価格の決定方法を指定した上で、暗号資産の購入又は売却の注文をすることにより、他のお客様との間で、暗号資産の現物取引を行うことができます。

暗号資産の売買価格及び売買数量が決定した時点で、即時に暗号資産の売買契約が、当該決定された価格及び数量において成立したものとみなします。お客様は、当該契約が成立した時点以降、当該注文を撤回又は変更することはできません。

(略)

15. 取引価格の急変防止措置（サーキットブレーカー制度）

(略)

適用サービス	<u>暗号資産</u> 現物取引
--------	------------------

(略)

16. 暗号資産現物取引手数料

(略)

17. 各種手数料

(略)

入金手数料	<u>暗号資産</u>	無料（マイナーに支払う手数料はお客様負担）
出金手数料	<u>暗号資産</u>	<u>暗号資産</u> によって異なります。 <u>暗号資産</u> の承認を行うマイナーに支払う手数料と当社の手数料を含み、設定の範囲内で、お客様が任意

お客様は、当社が定める方法に従って、仮想通貨の種類、数量、価格の決定方法を指定した上で、仮想通貨の購入又は売却の注文をすることにより、他のお客様との間で、仮想通貨の現物取引を行うことができます。

仮想通貨の売買価格及び売買数量が決定した時点で、即時に仮想通貨の売買契約が、当該決定された価格及び数量において成立したものとみなします。お客様は、当該契約が成立した時点以降、当該注文を撤回又は変更することはできません。

(略)

15. 取引価格の急変防止措置（サーキットブレーカー制度）

(略)

適用サービス	<u>仮想通貨</u> 現物取引
--------	------------------

(略)

16. 仮想通貨現物取引手数料

(略)

17. 各種手数料

(略)

入金手数料	<u>仮想通貨</u>	無料（マイナーに支払う手数料はお客様負担）
出金手数料	<u>仮想通貨</u>	<u>仮想通貨</u> によって異なります。 <u>仮想通貨</u> の承認を行うマイナーに支払う手数料と当社の手数料を含み、設定の範囲内で、お客様が任意

		に指定できます。 BTC：0.001～0.02（初期値：0.001） BCH：0.001～0.2（初期値：0.001） ETH：0.01～0.2（初期値：0.01） ETC：0.01～0.2（初期値：0.01） LTC：0.001～0.2（初期値：0.001）
お客様間振替手数料	暗号資産のみ	無料

18.取引等の確認及び報告

注文の成立や金銭の入出金、暗号資産の送受信等の状況（以下、「取引等」といいます。）は、取引画面で確認することができます。また、取引等の内容をご確認いただくため、成立した取引等の内容及び期間の末日における残高を記載した報告書を作成し、毎月1回、電磁的方法によりお客様に交付します。これらの報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社に直接ご照会ください。

19.金銭及び暗号資産の分別管理方法

お客様からお預かりした金銭及び暗号資産は、当社の金銭及び暗号資産と分別して管理しています。当社の区分管理は下記のとおりです。

お預かり金銭の管理方法

お客様からお預かりした金銭は、区分管理信託口座にて、当社の金銭資産等とは区分して管理いたします。

		に指定できます。 BTC：0.001～0.02（初期値：0.001） BCH：0.001～0.2（初期値：0.001） ETH：0.01～0.2（初期値：0.01） ETC：0.01～0.2（初期値：0.01） LTC：0.001～0.2（初期値：0.001）
お客様間振替手数料	仮想通貨のみ	無料

18.取引等の確認及び報告

注文の成立や金銭の入出金、仮想通貨の送受信等の状況（以下、「取引等」といいます。）は、取引画面で確認することができます。また、取引等の内容をご確認いただくため、成立した取引等の内容及び期間の末日における残高を記載した報告書を作成し、毎月1回、電磁的方法によりお客様に交付します。これらの報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社に直接ご照会ください。

19.金銭及び仮想通貨の分別管理方法

お客様からお預かりした金銭及び仮想通貨は、当社の金銭及び仮想通貨と分別して管理しています。当社の区分管理は下記のとおりです。

お預かり金銭の管理方法

当社名義の当社銀行口座の預金として、当社の金銭資産等と分けて管理いたします。

お預かり暗号資産の管理方法

インターネット等の外部のネットワークに接続されていないコールドウォレット及び接続されているホットウォレットにて、それぞれお客様ごとの持ち分がデータ上直ちに判別できる状態で管理しています。

お客様からお預かりした暗号資産は 100%をコールドウォレットに保管するよう営業日ごとに実施しています。また、コールドウォレットから暗号資産を移動させる際は、複数部署の承認のもと、二人以上で実施しています。

コールドウォレットについて

コールドウォレットとは、暗号資産を保管する方法の一種であり、暗号資産を保管するウォレットのうち、インターネットから隔離されたオフライン環境下にあるウォレットのことをいいます。当社のコールドウォレットは多重の物理的セキュリティ対策により保護され、24 時間監視システムにより強固に守られています。当社では各種取扱暗号資産に関し、一定の基準を設けてコールドウォレットによる管理を実施しております。また、コールドウォレットに限らず、秘密鍵は常に暗号化されており、万が一漏洩した場合でも第三者が秘密鍵を利用することはできません。

マルチシグについて

マルチシグとは、送金に複数の秘密鍵を要求することができる技術のことであり、マルチシグを採用することで高セキュリティのウォレットを構築できます。マルチシグを適切に構成することで、最重要データである秘密鍵が仮に 1 つ漏洩したとしても別の秘密鍵が無ければ暗号資産の送付ができないように設定できます。一般的に、攻撃者が 2 つ以上の異なる設計のプラットフォームに同時に侵入することは非常に困難です。当社では一部暗号資産において、マルチシグを用いた管理を実施しております。

お預かり仮想通貨の管理方法

インターネット等の外部のネットワークに接続されていないコールドウォレット及び接続されているホットウォレットにて、それぞれお客様ごとの持ち分がデータ上直ちに判別できる状態で管理しています。

お客様の仮想通貨資産は 100%をコールドウォレットに保管するよう営業日ごとに実施しています。また、コールドウォレットから仮想通貨を移動させる際は、複数部署の承認のもと、二人以上で実施しています。

コールドウォレットについて

コールドウォレットとは、仮想通貨を保管する方法の一種であり、仮想通貨を保管するウォレットのうち、インターネットから隔離されたオフライン環境下にあるウォレットのことをいいます。当社のコールドウォレットは多重の物理的セキュリティ対策により保護され、24 時間監視システムにより強固に守られています。当社では各種取扱仮想通貨に関し、一定の基準を設けてコールドウォレットによる管理を実施しております。また、コールドウォレットに限らず、秘密鍵は常に暗号化されており、万が一漏洩した場合でも第三者が秘密鍵を利用することはできません。

マルチシグについて

マルチシグとは、送金に複数の秘密鍵を要求することができる技術のことであり、マルチシグを採用することで高セキュリティのウォレットを構築できます。マルチシグを適切に構成することで、最重要データである秘密鍵が仮に 1 つ漏洩したとしても別の秘密鍵が無ければ仮想通貨の送付ができないように設定できます。一般的に、攻撃者が 2 つ以上の異なる設計のプラットフォームに同時に侵入することは非常に困難です。当社では一部仮想通貨において、マルチシグを用いた管理を実施しております。

20.サイバー攻撃による資産喪失時の対処方針

サイバー攻撃等の結果、当社の責めに帰すべき事由によりお客様から預託を受けた暗号資産が漏えいした場合には、法令に従いお客様が被った損害を賠償します。賠償を行う場合には、個別具体的な漏えい事案に応じ、可及的速やかに賠償を実施します。また、その賠償方法（暗号資産又は金銭のいずれによる賠償かを含むがこれに限らない）は、賠償の時点においてお客様が被った損害を適切に回復できるよう、漏えいした暗号資産の種類ごとに、その調達の困難性、漏えい後の値動き、その他関連する事情を踏まえて決定します。

(略)

23.大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応

①お客様への伝達方法

取り扱っている暗号資産で大規模な分岐が発生することが判明した場合、当該事実、当社の対応方法を当社ウェブサイト、メール及び SNS でお客様に周知します。また、分岐に伴う業務の一時停止及び解除も、当社ウェブサイト、メール及び SNS でお客様に周知します。

②分岐が発生したときに生じる業務停止措置及び対応方法について

大規模な分岐が発生した場合、当社の定める期間、暗号資産の送受信、交換等の業務を一時停止する可能性があります。また、一時停止の解除につきましては、暗号資産の移転を記録するブロックチェーンの安定等が確保されたことを当社にて判断した上で実施いたします。また、当社は相互に互換性がなくなるリスクや取引が遡って無効になるリスク、大幅な価値下落が発生するリスク等を総合的

20.サイバー攻撃による資産喪失時の対処方針

サイバー攻撃等の結果、当社の責めに帰すべき事由によりお客様から預託を受けた仮想通貨が漏えいした場合には、法令に従いお客様が被った損害を賠償します。賠償を行う場合には、個別具体的な漏えい事案に応じ、可及的速やかに賠償を実施します。また、その賠償方法（仮想通貨又は金銭のいずれによる賠償かを含むがこれに限らない）は、賠償の時点においてお客様が被った損害を適切に回復できるよう、漏えいした仮想通貨の種類ごとに、その調達の困難性、漏えい後の値動き、その他関連する事情を踏まえて決定します。

(略)

23.大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応

①お客様への伝達方法

取り扱っている仮想通貨で大規模な分岐が発生することが判明した場合、当該事実、当社の対応方法を当社ウェブサイト、メール及び SNS でお客様に周知します。また、分岐に伴う業務の一時停止及び解除も、当社ウェブサイト、メール及び SNS でお客様に周知します。

②分岐が発生したときに生じる業務停止措置及び対応方法について

大規模な分岐が発生した場合、当社の定める期間、仮想通貨の送受信、交換等の業務を一時停止する可能性があります。また、一時停止の解除につきましては、仮想通貨の移転を記録するブロックチェーンの安定等が確保されたことを当社にて判断した上で実施いたします。また、当社は相互に互換性がなくなるリスクや取引が遡って無効になるリスク、大幅な価値下落が発生するリスク等を総合的

に考慮した上で業務の一時停止及び解除の判断をいたします。

③分岐により生じた新たな暗号資産のお客様への付与について

分岐した暗号資産及び分岐により生じた新たな暗号資産の取扱いの有無や取扱い方法については当社が決定します。お客様へ新たな暗号資産の付与もしくは付与しないことに関する基本方針と前提条件を当社サイトでご確認ください。新たな暗号資産を付与もしくは付与しなかった場合、当該事実、当社の対応方法を当社ウェブサイト、メール及び SNS でお客様に周知します。新たな暗号資産のお客様への付与、その他お客様の資産保全のために必要な措置に伴い生じた費用を、お客様へ請求する場合があります。お客様に新たな暗号資産を付与しない場合、当社では、新たな暗号資産を付与しないことにより発生した損失について、責任を負えない場合があります。

24. 苦情及び紛争の相談窓口

当社の相談窓口へのご相談

(略)

受付時間：24 時間受け付けておりますが、担当者による対応は 10:00～17:00 とさせていただきます。 (土日祝・年末年始を除く)

協会へのご相談

当社が加入する日本暗号資産取引業協会においても苦情・相談を受け付けています。

一般社団法人日本暗号資産取引業協会

お問い合わせウェブサイト：<https://jvcea.or.jp/contact/form-contact/>

所在地：東京都千代田区一番町 18 番地 川喜多メモリアルビル 4F

連絡先：03-3222-1061

に考慮した上で業務の一時停止及び解除の判断をいたします。

③分岐により生じた新たな仮想通貨のお客様への付与について

分岐した仮想通貨及び分岐により生じた新たな仮想通貨の取扱いの有無や取扱い方法については当社が決定します。お客様へ新たな仮想通貨の付与もしくは付与しないことに関する基本方針と前提条件を当社サイトでご確認ください。新たな仮想通貨を付与もしくは付与しなかった場合、当該事実、当社の対応方法を当社ウェブサイト、メール及び SNS でお客様に周知します。新たな仮想通貨のお客様への付与、その他お客様の資産保全のために必要な措置に伴い生じた費用を、お客様へ請求する場合があります。お客様に新たな仮想通貨を付与しない場合、当社では、新たな仮想通貨を付与しないことにより発生した損失について、責任を負えない場合があります。

24. 苦情及び紛争の相談窓口

当社の相談窓口へのご相談

(略)

受付時間：24 時間受け付けておりますが、担当者による対応は 10:00～17:00 とさせていただきます。

協会へのご相談

当社が加入する日本仮想通貨交換業協会においても苦情・相談を受け付けています。

一般社団法人日本仮想通貨交換業協会

お問い合わせウェブサイト：<https://jvcea.or.jp/contact/form-contact/>

所在地：東京都千代田区一番町 18 番地 川喜多メモリアルビル 4F

連絡先：03-3222-1061

紛争解決措置

当社とお客様との紛争を解決するための手段として、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会仲裁センターへのあっせん・仲裁の申立を利用することができます。また、当社が加入する一般社団法人日本暗号資産取引業協会の苦情相談窓口を利用することが可能です。

(略)

附則

2020年3月1日制定 施行

2020年5月1日改定 施行

以上

紛争解決措置

当社とお客様との紛争を解決するための手段として、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会仲裁センターへのあっせん・仲裁の申立を利用することができます。また、当社が加入する一般社団法人日本仮想通貨交換業協会の苦情相談窓口を利用することが可能です。

(略)

以上

2020年3月1日制定